

木曾町建設工事等入札参加資格に係る指名停止要領

平成17年11月1日

告示第53号

(指名停止)

第1条 木曾町建設工事等請負人選定委員会(以下「委員会」という。)は、木曾町建設工事入札参加資格者名簿及び測量・調査・設計コンサルタント入札参加資格者名簿に登載された者(共同企業体にあつては、その構成員を含む。以下「入札参加資格者」という。)又はその使用人が別表第1から別表第3までの各号(以下「別表各号」という。)に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該入札参加資格者について指名停止を行うものとする。

2 委員会が指名停止を行ったときは、建設工事並びに建設工事に係る測量・調査・設計及び工事監理業務(以下「建設工事等」という。)の契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る入札参加資格者を指名してはならない。当該指名停止に係る入札参加資格者を現に指名しているときには、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第2条 委員会は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき下請負人があるときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 委員会は、前条第1項の規定により、共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の構成員(明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。)についても、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 委員会は、前条第1項又は前項の規定による指名停止に係る入札参加資格者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第3条 入札参加資格者が1の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1箇月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

（1）別表各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1箇年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表各号の措置要件に該当することとなったとき（次号に該当する場合を除く。）。

（2）別表第2第1号から第4号まで又は別表第2第5号から第8号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3箇年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第2第1号から第4号まで又は別表第2第5号から第8号までの措置要件に該当することとなったとき。

3 委員会は、入札参加資格者について情状酌量すべき特別の理由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 委員会は、入札参加資格者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

5 委員会は、指名停止の期間中の入札参加資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

6 委員会は、指名停止の期間中の入札参加資格者が当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該入札参加資格者について指名停止を解除するものとする。

（報告）

第4条 事業担当課長は、所管する建設工事等について、入札参加資格者が別表各号に定める措置要件のいずれかに該当すると認められるときは、遅滞なく委員会に報告しなければならない。

（指名停止の決定）

第5条 委員会は、前条の報告等に基づいて指名停止の決定を行うものとする。

2 委員会は、別表第3の各号に掲げる措置要件を事由として指名停止を行うときは、警察職員の意見を聴くものとする。

(指名停止の通知)

第6条 委員会は、前条の規定により指名停止を決定したときは、町長に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により指名停止の決定の通知を受けたときは、遅滞なく指名停止について(通知)(別記様式)によりその旨を指名停止を受けた者に通知するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第7条 事業担当課長は、指名停止の期間中の入札参加資格者を随意契約の相手方としてはならない。

(下請等の禁止)

第8条 事業担当課長は、指名停止の期間中の入札参加資格者が建設工事等の一部を下請し、若しくは受託し、又は建設工事等の完成保証人となることを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第9条 町長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認められるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

附 則

この告示は、平成17年11月1日から施行する。

別表第1（第1条、第3条、第4条関係）

県内において生じた事故等に基づく措置基準

措 置 要 件		期 間
粗 雑 工 事	(1) 町が発注した建設工事等の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき	1箇月以上6箇月以内
	(2) 町以外の者が発注した建設工事等の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき	長野県の指名停止基準に準ずる
契 約 違 反	(3) 第1号に掲げる場合のほか、町が発注した建設工事等の施工に当たり、契約に違反して、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき	2週間以上4箇月以内
安 全 管 理 措 置 不 適 切	(4) 町が発注した建設工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき	1箇月以上6箇月以内
	(5) 町以外の者が発注した建設工事等以外の施工に当たり安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき	長野県の指名停止基準に準ずる
	(6) 町が発注した建設工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき	2週間以上4箇月以内
	(7) 町以外の者が発注した建設工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき	長野県の指名停止基準に準ずる

別表第2（第1条、第3条、第4条関係）

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件		期 間
贈	(1) 入札参加資格者又はその使用人が、町職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕されたとき	逮捕を知った日から控訴の提起又は公訴を提起しない処分が行われたことを知った日まで
	(2) 次のアからウまでに掲げる者が、町職員に対して行った贈賄の容疑により公訴を提起されたとき ア 入札参加資格者である個人又は入札参加資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。） イ 入札参加資格者又は支配人及び支店若しくは営業所（常時建設工事等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でアに掲げる者以外の者（以下「一般役員等」という。） ウ 入札参加資格者の使用人でイに掲げる者以外のもの（以下「一般使用人」という。）	公訴を知った日から 4箇月以上12箇月以内 3箇月以上9箇月以内 3箇月以上6箇月以内
	(3) 次のアからウまでに掲げる者が、県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 一般使用人	長野県の指名停止基準に準ずる
賄	(4) 次のアからウまでに掲げる者が、県外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 一般使用人	長野県の指名停止基準に準ずる
独 占 禁 止	(5) 次のア又はイにおいて、業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。） ア 県内 イ 県外	長野県の指名停止基準に準ずる
反 法 違	(6) 次のア又はイに掲げる者と締結した請負契約に係る工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当と認められるとき	当該認定をした日から

木曾町建設工事等入札参加資格に係る

	<p>ア 町</p> <p>イ 県内の町以外の公共機関</p>	<p>3 箇月以上 9 箇月以内</p> <p>長野県の指名停止基準に準ずる</p>
談 合	<p>(7) 入札参加資格者又はその使用人が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(8)に掲げる場合を除く。)</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>2 箇月以上12箇月以内</p>
	<p>(8) 次のア又はイに掲げる者と締結した請負契約に係る工事に関し、入札参加資格者又はその使用人が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき</p> <p>ア 町</p> <p>イ 県内の町以外の公共機関</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>2 箇月以上12箇月以内</p> <p>長野県の指名停止基準に準ずる</p>
虚偽記載	<p>(9) 町が発注する建設工事等の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料等に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1 箇月以上 6 箇月以内</p>
不正又は不誠実	<p>(10) 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1 箇月以上 9 箇月以内</p>
	<p>(11) 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により、公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定による罰金刑を宣告され、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1 箇月以上 9 箇月以内</p>

別表第3（第1条、第3条 第5条関係）

暴力団との関係に基づく措置基準

措 置 要 件		期 間
暴 力 団 関 係	(1) 代表役員等、一般役員等又は入札参加資格者の経営に事実上参加している者が、暴力団関係者であると認められるとき	当該認定をした日から1年を経過し、改善されたと認められるまで
	(2) 代表役員等、一般役員等又は入札参加資格者の経営に事実上参加している者が、業務に関し、不正に財産上の利益を得るため又は債務の履行を強要するために、暴力団関係者を使用したと認められるとき	当該認定をした日から3箇月以上9箇月以内
	(3) 代表役員等、一般役員等又は入札参加資格者の経営に事実上参加している者が、いかなる名義をもってするを問わず、暴力団関係者に対して金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき	当該認定をした日から2箇月以上6箇月以内

別表第4

〔別表第1における短期加重措置の適用関係〕

遡及期間は1年 : 短期2倍、* : 短期2倍（ただし、短期1.5倍の場合有り）

1回目の指名停止措置要件 2回目の指名停止措置要件	第1号 粗雑工事	第2号 粗雑工事	第3号 契約違反	第4号 公衆事故等	第5号 公衆事故等	第6号 工事関係者事故等	第7号 工事関係者事故等
第1号 粗雑工事 (町発注)			*			*	*
第2号 粗雑工事 (町発注以外)			*			*	*
第3号 契約違反 (町発注)			*			*	*
第4号 公衆事故等 (町発注)			*			*	*
第5号 公衆事故等 (町以外発注)			*			*	*
第6号 工事関係者事故等 (町発注)			*			*	*
第7号 工事関係者事故等 (町以外発注)			*			*	*

別表第5

〔別表第2における短期加重措置の適用関係〕

：短期2倍、1年間遡及 ：短期2倍、3年間遡及

1回目の 指名停止 措置要件	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号	第8号	第9号	第10号	第11号
	贈 賄	贈 賄	贈 賄	贈 賄	独占禁止法違反	独占禁止法違反	談 合	談 合	虚偽 記載	不正・不誠実	不正・不誠実
第1号 贈 賄 (町職員)											
第2号 贈 賄 (町職員)											
第3号 贈 賄 (他公共機関職員)											
第4号 贈 賄 (他公共機関職員)											
第5号 独占禁止法 違反 (発生場所)											
第6号 独占禁止法 違反 (契約の相手方)											
第7号 談 合 (契約の相手方)											
第8号 談 合 (契約の相手方)											
第9号 虚偽記載											
第10号 不正・不誠実 (業務)											
第11号 不正・不誠実 (代表役員等)											

別表第 6

〔別表第 3 における短期加重措置の適用関係〕

遡及期間は 1 年 : 短期 2 倍

<p>1 回目の指名停止措置要件</p> <p>2 回目の指名停止措置要件</p>	<p>第 1 号 暴力団関係者経営</p>	<p>第 2 号 業務に関し暴力団関係者を使用</p>	<p>第 3 号 暴力団関係者へ金品等の贈与</p>
<p>第 1 号 暴力団関係者経営</p>			
<p>第 2 号 業務に関し暴力団関係者を使用</p>			
<p>第 3 号 暴力団関係者へ金品等の贈与</p>			

木曾町建設工事等入札参加資格に係る

別記様式(第6条関係)

第 号
年 月 日

該当入札参加資格者
代表取締役 様

木曾町長

指名停止について(通知)

木曾町建設工事等入札参加資格者の指名停止について、下記のとおり決定されましたので、通知します。

記

- 1 商号又は名称、代表者氏名等

- 2 指名停止期間
年 月 日から 年 月 日まで

- 3 指名停止理由

- 4 木曾町建設工事等入札参加資格に係る指名停止要領該当条項
別表第 号